

平成二十五年十月二十五日受領
答 弁 第 一 三 三 号

内閣衆質一八五第一三号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員山井和則君提出年金制度改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金制度改正に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年財政検証における年金を受給し始める時点での満額の老齢基礎年金額は、一人当たり名目額で、平成二十一年度が約六・五万円、平成五十年度が約九・六万円と推計されている。

二について

平成二十一年財政検証の前提として設定した物価上昇率に基づく、平成五十年度の物価は、平成二十一年度と比べて約三十六パーセント上昇していると推計される。

三について

平成二十一年財政検証における平成五十年度の年金を受給し始める時点での満額の老齢基礎年金額を、財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額は、一人当たり約七・〇万円と推計されている。